

全L協保安元第82号
令和2年3月6日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、同ガス安全室より近年の標記事故の発生状況を踏まえ、国交省の担当課に対し、塗装工事業者宛に注意喚起を行うよう協力依頼を行った旨の通知、並びに、事故防止の観点から、当協会に対し、LPガス販売事業者等を通じてお客様への周知を依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記をご周知くださいますようお願いいたします。

記

- お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただくよう、ご周知ください。

以 上
発信手段：Eメール
保安部：渡辺、橋本

別紙



経済産業省

2020産ガ安第5号
令和2年2月28日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 月舘 実

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者宛て要請するよう協力依頼を行ったので、その旨お知らせいたします。

同種事故防止の観点から、貴団体においても参加のガス事業者等を通じて、一般消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用するよう周知を行っていただきますようお願いします。

（参考資料）

- ・住宅の塗装・内装工事等の際のガス機器の給気・排気筒の閉塞による事故一覧（2015年から2019年12月まで）